平成２３年（フ）第１４４１０号
東京都台東区谷中６丁目２―18―１
債務者　尾形　一弘
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４１１号
東京都豊島区南長崎３丁目39―11―101
債務者　中井　弥生
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４１２号
東京都板橋区赤塚３丁目７―12―301　第三須田ビル
債務者　杉本　　巖（旧姓菅生）
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４１３号
東京都板橋区赤塚３丁目７―12―301　第三須田ビル
債務者　杉本智惠子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４１６号
東京都八王子市石川町1401―５
債務者　水田　一弘
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４１８号
東京都台東区千束３丁目29―11―201
債務者　瀬戸　文子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４２０号
東京都杉並区高井戸西１丁目17―２―201
債務者　杉本　尚子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４２３号
東京都江戸川区南小岩１丁目10―23
債務者　長倉　文行
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４２７号
千葉県市川市行徳駅前２丁目21―22―2092
債務者　羽月　松代
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４２８号
千葉県市川市福栄３丁目17―18―101
債務者　羽月　義雄
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４３０号
神奈川県相模原市緑区橋本５丁目９―13―101
債務者　鹿毛　悠介
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４４１号
埼玉県幸手市栄５―９―306
債務者　鈴木佐智子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４４６号
東京都江東区東陽１丁目５―９
債務者　小林真由美
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４４７号
東京都豊島区西巣鴨２丁目16―１―101
債務者　喜久村節子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４４８号
東京都練馬区羽沢２丁目26―３―107
債務者　吉田　一茂
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４５３号
東京都中野区中央３丁目１―21―302
債務者　高橋　美貴
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部